

令和 6 年度
千葉地方最低賃金審議会
第 1 回運営小委員会
議事録

令和 6 年 7 月 4 日
15 : 30 ~ 16 : 00
千葉県教育会館 604 号室

令和6年度
千葉地方最低賃金審議会
第1回運営小委員会

- 1 日時 令和6年7月4日(木) 15:30 ~ 16:00
- 2 場所 千葉県教育会館 401号室
- 3 出席者(委員)
 - 公益委員
大澤委員、大竹委員、下田委員
 - 労働者委員
鈴木委員、田中委員、中島委員
 - 使用者委員
池田委員、高橋委員、
- 4 議題
 - (1) 委員長、委員長代理の選出
 - (2) 令和6年度千葉地方最低賃金審議会の運営について
 - (3) 意見陳述について
 - (4) その他
- 5 配付資料
なし
- 6 議事内容
(賃金室長)

ただ今から、令和6年度第1回運営小委員会を開催いたします。

本日は、第1回目の運営小委員会でございますので、最初に、議題(1)の委員長及び委員長代理を選出していただきたいと存じます。

先ほどの本審議会におきまして、ご了承いただきました、運営小委員会運営規程第4条により、委員長及び委員長代理は公益委員の中から選出いただくことになり、本日、冒頭で行われました公益委員会議におきまして、委員長に大澤委員、委員長代理に下田委員ということで調整させていただきました。時間の関係もあるので指名させていただいてもよろしいでしょうか。

《一同「異議なし」旨の声》

(賃金室長)

それでは、運営小委員会の委員長に大澤委員、委員長代理に下田委員にお願いいたします。

これ以降の議事運営につきましては、大澤委員長にお願いいたします。

(委員長)

それでは、議題に入らせていただきたいと思います。

本日の主要課題は、今後の具体的な審議日程、運営等について、ご確認をいただくということですので、事務局から説明を受けたいと思います。

(賃金室長)

先ほど、本審議会におきまして、審議日程(案)をお示しさせていただきましたが、千葉県最低賃金につきましては、本審議会にお諮りした審議日程で進めさせていただきますと存じますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、特定最低賃金の必要性審議に係る特別小委員会の日程でございますが、第1回目を8月1日午後1時30分、第2回目を8月21日午前9時30分に予定しております。

したがいまして、各産業別の専門部会についても審議日程(案)としては、お示しさせていただいておりますが、特別小委員会での必要性審議を経てからの確定となる予定でございますのでご承知おきください。

続きまして、会議の公開・非公開についてです。

昨年度は、運営小委員会でご議論していただいた結果、本審議会は公開とし、専門部会は第1回目の意見陳述までを公開、金額審議に入る部分からは専門部会運営規定第6条但し書き「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。」を適用し非公開として運営いたしました。

ご参考までに昨年度の全国の公開・非公開状況を配付させていただきましたのでご覧ください。

会議の傍聴欄をご覧ください。

全国的に本審議会は概ね公開となっておりますが、一方で専門部会はほとんどが一部公開又は非公開となっております。

これについて、他局の事務局と情報交換をしたところ、昨年度は千葉県審議会と同じ取扱いをした局が多くみられております。

これらを踏まえ、事前に委員長にもご相談させていただきましたが、昨年度、この取扱いにより率直な意見交換ができたこと、これにより円滑な議事運営が図られたこと、また、当審議会が公開する議事録が詳細な内容であることから、今年度も昨年度の運営小委員会の決定と同様の取扱いにすることについては、ご理解をいただいております。

つきましては、今年度の取扱いを昨年度と同様にするか否かお諮りいたします。

(委員長)

事務局から本年度の審議日程の説明及び会議の公開・非公開についての提案がありました。これにつきまして、委員の皆様にご賛同をいただけますでしょうか。

《一同「異議なし」旨の声》

(委員長)

それでは、本年度の千葉県最低賃金の審議及び特定最低賃金の審議の日程につきましては事務局(案)で進め、会議については昨年と同じく本審議会は公開、県最賃専門部会は金額審議に入る部分から非公開として運営してまいりますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

次に、議題(3)の「意見陳述について」事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

千葉県最低賃金に関する意見陳述について、先ほどの本審議会において意見陳述の要望があった場合、意見陳述を実施するとの決定をいただいたところですので、陳述の実施方法について、まず、陳述される方の人数ですが、時間の関係もありますので、大人数にならないように1団体1名程度、合計4名程度以内として、要望多数の場合は、団体、組合等の規模、組織率などを考慮のうえ、会長と相談して陳述される方を決定したいと考えております。

また、陳述の時間については、一人当たり7分から8分程度にすることで考えております。

以上についてお諮りさせていただきます。

(委員長)

事務局から、千葉県最低賃金に関する意見陳述について、人数・時間等の説明がありましたけれども、これについて委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

《一同「意見なし」旨の声》

(委員長)

ご意見よろしいですか。

《一同「はい」旨の声》

(委員長)

それでは、事務局の説明どおり意見陳述については、陳述者の数は4名程度以内、陳述時間については一人当たり7分から8分程度とし、日程確保の問題もございしますので、7月29日の第2回本審議会にて実施することとします。

続きまして、千葉県特定最低賃金に関する意見陳述について、事務局から説明してください。

(賃金室長)

千葉県特定最低賃金につきましても、先ほどの本審議会において意見陳述を実施する旨の決定をいただいたところでございます。

昨年度は、8月1日の第2回本審議会において千葉県特定最低賃金の決定、改正決定の必要性についての諮問がなされ、そこで、意見陳述の場を設けるかどうかについてお諮りし、その結果、8月3日の第1回特別小委員会において、4業種3名の方が意見陳述を行いました。

今年度につきましても、改正を申し出た関係組合から意見陳述の申し出があった場合には、8月1日の第1回特別小委員会に陳述の場を設けることとして、7月29日の第2回本審議会に諮ることとしてよろしいかお諮りいたします。

なお、想定外の事象が生じた場合には、時間の制約などの点から、改めて会長にご相談をさせていただいた上で、組合の規模などを考慮して決定したいと考えております。

(委員長)

事務局から、千葉県特定最低賃金に関する意見陳述について説明がありましたが、これにつきましても、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思います。

《一同「意見なし」旨の声》

(委員長)

それでは、事務局の説明どおり意見陳述の申し出があった場合には7月29日の第2回本審議会において審議することとし、意見陳述の場を設けることとなった場合には、日程確保の問題もございますので、8月1日の第1回特別小委員会にその場を設けることといたします。

(委員長)

続きまして、議題(4)の「その他」ですが、事務局から何かありますか

(室長)

ありません。

(委員長)

以上で議題については終了しましたが、委員の皆様方でご発言のある方はいらっしゃればお願いいたします。

《一同「意見なし」旨の声》

(委員長)

よろしいですか。

《一同「はい」旨の声》

(委員長)

それでは、特にご意見など無いようですので、これで閉会とさせていただきます。

皆様、本日はお疲れさまでした。